

委託契約における特命随意契約の結果について  
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
「転入者向けポケットファイル」デザイン制作業務に係る委託契約	R4. 12. 1	ビオレッティ・アレッサンドロ	1, 650, 000	転入者向けに配布するポケットファイルは、神戸市に来た市民が初めて手に取る市の刊行物である。まだ神戸についてあまり知らない市民にとって、神戸はどんなまちか、これから神戸でどんな暮らしが始まるかというイメージを伝える必要がある。 委託先は、都心三宮再整備のキービジュアルを手掛けたイラストレーターであり、イラストの特徴としては、その街の特徴や文化を、シンボルを使うなどして表現する点が強みであることから、今回のポケットファイルをデザインするイラストレーターは、契約の相手方に対して随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	市長室広報戦略部 (TEL: 322-5013)
神戸市ホームページ・CMSの改修に係る業務委託	R4. 12. 5	グローバルデザイン株式会社	5, 467, 000	神戸市ホームページコンテンツ管理システム (CMS) はグローバルデザイン株式会社の保有するシステムを改良して構築された神戸市独自のシステムで、当該システム内にはベンダーである同社が著作権を保有する部分がある。 また、構築後現在に至るまで、同社が保守・運用管理を行っており、本業務は当該システムに精通した同社でなければ契約目的を達成できないため、随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	市長室広報戦略部 (TEL: 322-5015)
日本経済新聞記事紙面企画掲載業務	R4. 12. 7	株式会社日本経済社	7, 499, 999	委託先が有する取材、記事校正のノウハウや、独自ネットワークを活かした広報を行うことで、効果的な事業実施が期待できるため、随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	市長室広報戦略部 (TEL: 322-5085)
神戸市が制作する動画へのナレーション業務	R5. 2. 8	(株)Day Hunch	1, 100, 000	本業務については、市のPR 動画の内容や目的に合った効果的なナレーションを行い、それを活用することで、市の魅力を広く・効果的に発信することを目的としている。PR 動画はTVCM への活用も予定しており、ナレーションに著名人 (森山未来氏) を起用することで、受け手が関心を持つきっかけとなり、大きな訴求効果があると考えられる。森山未来氏は、神戸市出身であり、本市のパブリックアートによる観光誘客事業メインキュレーターや、アーティスト・イン・レジデンス (AiRK) 等に携わり、土着の文化や考え方を大切にしつつ、アーティストを使ってあたらしい神戸を発見・発信し続けている。上記のことから、神戸の魅力については大変造詣も深いと考えられ、これまでの経験等を活かしてもらうことで、他の人にはないナレーションが期待できるため随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	市長室広報戦略部 (TEL: 322-0126)